

## 8月は年金の

### 振込通知がありません

8月は年金の支給月です。振込通知は送付されませんが、年金は今までどおり口座に振り込まれますのでご安心ください。

これは、今まで国民年金、厚生年金、船員保険の年金を受けている方へ、支払（振込）額の通知書が年6回支払いのつど送られていたものが、平成10年度から1年間の支払いの内訳を6月にまとめて通知することとなったためです。

振込通知は送付されませんが、年金額の変更になるときは「年金額改定通知書」でお知らせします。

また、年金額の引き上げなどで年金額が変更になるときは「年金額改定通知書」でお知らせします。

なお、年金を郵便局窓口で受け取る方には、これまでどおり年6回支払い通知書が届きます。

通知はなくても大丈夫!!



## 国民年金標語コンクール にご応募を

県と国民年金協議会では、国民年金制度に対する認識を高めるため「国民年金標語コンクール」を行っています。

入賞者には賞金や記念品が送られ、入賞作品は、県や市町村の横断幕や立看板、広報紙などに使用させていただきます。

次の要領で、ふるってご応募ください。

### 〈募集要領〉

1. 県内在住者および勤務者
2. 標語には「国民年金」「基礎年金」「年金」いずれかの字句を入れ、自作未発表のもの
3. 官製はがきを使用し1人2点まで
4. 住所、氏名、年齢、職業、電話番号を明記
5. 締切 8月31日（当日消印有効）

### 〈入選の発表および表彰〉

入選者には、直接通知するとともに、県広報紙「ねんきんちば」機関紙「きんれい国年ちば」に掲載

- 1位（1点）賞状と賞金（30,000円）
- 2位（1点）賞状と賞金（20,000円）
- 3位（1点）賞状と賞金（15,000円）
- 佳作（数点）記念品

### 〈応募先・問い合わせ〉

〒260-8691

千葉市中央区市場町1-1

千葉県国民年金協議会

☎043(223)2389



期間短縮措置で受けているもの（を受けられる場合や、障害厚生年金、障害基礎年金、共済組合の老齢や障害給付などを受けられるようになった場合は、配偶者加給年金は支給停止になります。

この場合は、すみやかに千葉社会保険事務所に「加給年金額支給停止自由該当届」を提出してください。

## 妻が65歳になったとき、 加給年金は？

Q & A

**Q** 私は昭和10年生まれで、昨年から老齢厚生年金を受けています。妻（昭和13年生まれ）が65歳になると、私についていた配偶者加給年金は、なくなるということを聞いたのですが。

**A** 奥さんが65歳になると、あなたの受けていた加給年金はなくなり、そのかわり奥さんに振替加算がつかます。

これは被用者年金制度の家族単位の給付から、国民年金の個人単位の給付に変わったことによるものです。

振替加算は、法律改正のあった昭和61年4月1日を基準にして、夫と妻の年齢で別表1のようになっています。額も配偶者加給年金額を基に、大正15年4月2日生れの人から昭和41年4月1日生れの人まで順に低額になり、昭和41年4月2日以降生れの人にはゼロとなります。

なお、配偶者が65歳になるまえに、老齢厚生年金（20年以上の加入や、

生年月日		妻が65歳到達以後		
夫	妻	妻の老齢基礎年金	振替加算	夫の年金の加給年金額
大15.4.1以前	大15.4.1以前※	×	×	○
	大15.4.2以後	○	×	○
大15.4.2以後	大15.4.1以前※	×	×	○
	大15.4.2から昭41.4.1まで	○	○	×
	昭41.4.2以後	○	×	×

○ うけられる × うけられない

※昭和61年4月に老齢（退職）年金の受給権のある大正15年4月2日以後生まれの人を含む。ただし、共済組合が支給する退職年金または減額退職年金は受給者が昭和61年3月31日現在55歳以上のに限ります。

なお、妻が退職年金または減額退職年金を受けている間は、夫の年金の加給年金額は支給停止になります。

（妻が被用者年金の受給権者で夫がその被扶養配偶者である場合は、妻と夫を入れかえてください）